

## 瀬戸市告示第127号

瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する市長が定める機関等を次のように定め、公布の日から施行する。

なお、平成28年瀬戸市告示第47号（瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する同法第41条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として市長が定める件）は、廃止する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

### 1 市長が定める機関

申請の区分	市長が定める機関
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請	登録住宅性能評価機関
共同住宅等に係る申請（瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）別表備考第15項第2号の規定の適用を受ける申請を除く。）	登録住宅性能評価機関

共同住宅等に係る申請（条例別表備考第15項第2号の規定の適用を受ける申請に限る。）	住宅部分にあつては登録住宅性能評価機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関
その他の申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関

## 備考

登録住宅性能評価機関とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を、共同住宅等とは共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

### 2 法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類

- (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書（建築物全体に係る判定に係るものに限る。）の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設

住宅性能評価書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級4、5又は6（法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4、5又は6）が表示されているものに限る。）の写し

- (5) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー表示制度に基づく評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し